【使用規定】

１）　申込手続き及び使用の承認

＜仮申込み＞

仮申込みは、使用状況お問い合わせ後、企画概要書及び仮申込書を提出していただいた時点で完了します。
仮申込み後、株式会社プライムプレイス（以下「弊社」）にて企画内容の審査を行い、使用に問題がないと
判断された場合のみスペース使用を承認いたします。

＜本申込み＞

主催者は企画内容の決定後、本申込書、共用部催事使用申込書、イベント企画書、会場レイアウト図をご提出ください。
提出いただいた時点で本申込みが完了いたします。その後、担当者との打ち合わせを行ってください。

＜管公庁への届出＞

関係官庁への届出は主催者側が行ってください。なお、その写しを必ず弊社へ提出してください。

＜スペース使用の条件＞

使用にあたっては次の事項をお守りください。

●使用において（搬出入含む）発生した、人的・物的損害に関する賠償責任はすべて主催者側に帰属します。
　イベント保険等、必要な保険へご加入ください。
●集客目的のイベントについては、案内・誘導に十分な人員を配置し、通路の確保等、安全面の配慮を最優先に行ってください。
●不測の事故、災害時、警報発令等により使用が不可能となった場合、そのために生じた損害の賠償はいたしません。
●建築物、付帯設備、備品などを損傷、または滅失した場合は実費を申し受けます。
●会場使用中および使用後の清掃は主催者側で行ってください。また、使用後の原状回復を行ってください。
●使用スペースは原則として飲食・喫煙厳禁となっております。指定された場所をご利用ください。
●上記以外でも調整が必要となる事項・禁止項目などがございますので、事前にご確認・ご相談ください。
●使用スペースの運営に際し、保全上において、誘導・案内・警備等、施設側が必要と判断した場合は実行することがございます。
　その場合にかかる費用については、主催者側が負担していただきます。

２）　使用のキャンセル

使用承諾を受けた後（本申込書類一式受領後）のキャンセルおよび日時の変更については、以下のキャンセル料を申し受けます。

●催事開催予定日の14日前まで　→　使用金額の50％
●催事開催予定日の13日前～2日前まで　→　使用金額の80％
●催事開催日前日および当日　→　使用金額の100％

３）　料金・支払い（料金は別紙のとおりです。お支払いは原則として事前に申し受けます）

４）　搬出入および会場設営・撤去作業

●搬出入、会場設営・撤去は事前の打ち合わせに基づき主催者側で行ってください。その開始および終了時には必ず弊社担当者および
　中央防災センターへご連絡ください。
●作業時間は、原則21:00～翌日10:00までとします。ただし、施設への支障があると認められた場合には作業時間の変更を行う場合が
　ございます。（リハーサルなども上記時間に実施してください）。また作業については、事前に諸工事・作業申請書をご提出ください。

５）　設営・撤去手数料

スペース使用に際し、会場設営・撤去時には次の手数料が必要となります。

●9:00～23:00　…　不要
●23:00～翌9:00　…　1時間あたり5,000円（別途消費税）

※同日に会場設営・撤去が重なる場合は、別途弊社担当者と協議のうえ、料金を設定させていただきます。

６）　警備

通行者の整理・誘導・会場警備、事故・盗難防止については主催者側で責任を持って行ってください。
※スペース使用に伴い生じた事故・盗難・破損等の責についてはすべて主催者側となります。

７）　スペースの使用制限に関する事項

下記の事項に関する使用の承認はできません。また、既に承認している場合、あるいは使用中でも中止させていただくことがございます。
その場合の損害補償はいたしません。
※業種・業態によってはスペース使用をお断りする場合がございますので、申込み時にお問い合わせください。

●公序良俗に反する恐れがあると認められたとき
●建物、場所の管理に支障が生じ、不適当と認められるとき
●大音響・異臭などにより、公衆に不快感を与える恐れがあると判断したとき
●火気使用など、他の通行人に危害・迷惑を与える恐れがあると判断したとき
●政治活動・宗教活動、およびそれに準ずる活動と判断したとき
●関係諸官庁から中止命令が出たとき
●会場などの使用権を第三者に譲渡・転嫁したとき
●無断で使用目的や内容を変更したとき
●その他、弊社、建物所有者などの関係者が不適切と判断したとき

８）　著作物使用

●出展者である各企業あるいは各団体は、著作物使用に関する注意を明記し、著作権法の範囲内で遵守してください。
●他人の著作物を使用する場合には、その著作物の権利処理を出展者側で行い、他人の権利を侵害していることがない旨の保証を
　行ってください。
●万が一、他人の権利侵害を事由に主催者が損害を被った場合は、出展者が主催者側に対してその損害を填補してください。

以　上